

## True Japan Tour 株式会社の事業年度変更について

### 第1 提案内容

True Japan Tour 株式会社の事業年度を、現行の「1月～12月」から「10月～9月」に変更することを提案します。これに伴い、決算時期が現行の12月から9月に変更となります。

### 第2 提案理由

会社法により、定時株主総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に実施する必要があります。事業年度終了後、決算報告書類を作成しますが、決算数値の確定には時間を要するため、株主総会を開催するためには、事業年度終了後2ヶ月半程度が必要です。従って、現行の12月決算の場合、株主総会は3月中旬～下旬に実施することになります。

一方で、通訳案内士は、3月～5月にかけて年間で最大の繁忙期を迎えます。日本最大の通訳案内士団体・NPO 日本文化体験交流塾の会員が株主である当社においては、株主総会の時期が株主の繁忙期と重なっており、多くの株主が株主総会に出席できないという問題が発生しています。

この問題を解決し、かつ、円滑な事務実施を考慮し、事業年度の変更を提案します。

### 第3 新旧の運用比較

項目	新	旧
スケジュール	9月末 事業年度終了 11月中旬 決算確定 11月下旬 会員総会議案送付 12月中旬～下旬 会員総会	12月末 事業年度終了 2月中旬 決算確定 2月下旬 会員総会議案送付 3月中旬～下旬 会員総会
経過措置	2018年1月1日から始まる第6期については、2018年1月～9月の9か月間を事業年度とします。 その後新制度に移行し、10月～9月の1年間が事業年度となります。	
株主優待の取扱い	従来通り、株主優待については、1月～12月を1権利期間として扱います。	

#### 第4 定款の変更

本件に伴い、以下の通り定款を変更します。

項目	新	旧
第29条 (事業年度)	当会社の事業年度は、年1期とし、 <u>毎年1月1日から同年12月31日までとする。</u>	当会社の事業年度は、年1期とし、 <u>毎年10月1日から翌年9月30日までとする。</u>
附則 第35条 (第6期の事業年度)	<u>平成30年1月1日から始まる第6期の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、平成30年9月30日までの9ヶ月間とする。</u>	

参考：株主優待制度について

##### 1. 株主優待の内容

以下のいずれかを選択（持ち株数に応じて優待枠が変動）

- ①IJCEEの主催する5,000円以下の研修について、持ち株10株あたり1回、モニターとして無料参加
- ②IJCEEの主催する10,000円以下の研修について、持ち株20株あたり1回、モニターとして無料参加
- ③IJCEEの出版する5,000円以下の書籍について、持ち株10株あたり1冊、サンプルとして無料進呈

##### 2. 申込方法

- 1 対象となる講座のウェブページ(募集開始お知らせメールにあるリンク)をお開きください。
- 2 「カートに追加ボタン」から、受講券をお買い求めください。清算用のショッピングカートはページ右上にあります。
- 3 その他ご要望欄に、「株主優待希望」と明記ください。
- 4 お支払方法は、「銀行振り込み」を選択してください。
- 5 お申込み受理後、事務局研修担当より確認のメールをお送り致します。